

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 部 局 長 会 議 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 理事（非常勤の理事を除く。第12条第1項第2号において同じ。）</p> <p>(3) 総長が指名する副理事</p> <p>(4) 副学長（第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 研究科長</p> <p>(6) 附置研究所の長</p> <p>(7) 医学部附属病院長</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、成長戦略本部長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</p> <p>(10) 高等研究院長</p> <p>(11) 総長が指名する事務本部の部長</p> <p>(後 略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、<u>総合研究推進本部長</u>、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、成長戦略本部長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>} (同 左)</p> <p>附 則（令和6年達示第80号） この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p>